平成２１年（フ）第１６４号
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦994番地２
債務者　山下　武広
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１６５号
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦994番地２
債務者　山下　富美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第３０６０号
愛知県知多市新知字加家ノ下20番地の１
債務者　原田　勝次
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４５６号
愛知県東海市加木屋町御林１番地の33
債務者　恒吉　真紀
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８０９号
名古屋市昭和区山手通１丁目17番地の１
シャンボール山手Ａ棟306号
債務者　中地　京子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２７６号
兵庫県三木市本町２丁目16番19号
債務者　小林　修次
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７６０号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39―18　夢野ハイタウン３号棟1216号　岡智美方、従前の住所福井市町屋３丁目１番１号
債務者　篠木　敦生（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７６７号
神戸市灘区友田町４丁目２番21―507号、従前の住所神戸市灘区備後町３丁目１番27―302号
債務者　森田　尚子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７６８号
神戸市須磨区高倉台１丁目26番７号
債務者　山下　京子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７８５号
神戸市兵庫区永沢町４丁目２番17号永沢マンション202
債務者　坂本　厚志
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２号
神戸市北区谷上西町27番６―502号、従前の住所神戸市北区花山東町２番20―305号
債務者　河原　清博
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９８号
山口市小郡下郷321番地２　サンヨーハイツ小郡第５－７号
債務者　渕上むつ子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０３号
山口市黒川688番地５
債務者　若松　絹江
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２２号
山口市宝町４番41号　ハイツ岡屋２―12
債務者　菊野　　勝
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２７号
山口県防府市宮市町10番48号
債務者　山縣　里美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１７号
青森市大字安田字近野261番地８
債務者　小田　榮治
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４５８号
名古屋市中川区供米田３丁目2844番地　レトア橋本103号
債務者　桐井　将希
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部